

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	牛伝染性鼻気管炎・牛パラインフルエンザ混合生ワクチン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	牛伝染性鼻気管炎及び牛パラインフルエンザの呼吸器症状に対する予防
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年11月19日付け厚生労働省発食安1119第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	牛伝染性鼻気管炎・牛パラインフルエンザ混合生ワクチンが適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。 (平成25年4月1日府食第252号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年4月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年6月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	平成25年6月28日、薬事法に基づく承認を与えない事由に該当しない旨を農林水産大臣に回答。併せて、農林水産大臣に対し、薬事法に基づき使用者が遵守すべき基準を定めることについて特段の意見はない旨を回答し、本剤が適切に使用されるよう監視指導を要請。
a. ポジティブリスト関連	
b. 薬事法関連	○
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	馬鼻肺炎生ワクチン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	馬ヘルペスウイルス1 ² 感染による呼吸器疾病の症状の軽減
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年10月9日付け厚生労働省発食安1009第3号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	動物薬医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	馬鼻肺炎生ワクチンが適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。 (平成25年4月1日府食第251号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年4月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年6月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	平成25年6月28日、薬事法に基づく承認を与えない事由に該当しない旨を農林水産大臣に回答。併せて、農林水産大臣に対し、薬事法に基づき使用者が遵守すべき基準を定めることについて特段の意見はない旨を回答し、本剤が適切に使用されるよう監視指導を要請。
a. ポジティブリスト関連	
b. 薬事法関連	○
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	鶏伝染性気管支炎（S95-P7株）生ワクチン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	鶏伝染性気管支炎の予防
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年8月21日付け厚生労働省発食安0821第17号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	動物薬医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	鶏伝染性気管支炎（S95-P7株）生ワクチンが適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。 （平成25年4月1日府食第250号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年4月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年6月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	平成25年6月28日、薬事法に基づく承認を与えない事由に該当しない旨を農林水産大臣に回答。併せて、農林水産大臣に対し、薬事法に基づき使用者が遵守すべき基準を定めることについて特段の意見はない旨を回答し、本剤が適切に使用されるよう監視指導を要請。
a. ポジティブリスト関連	
b. 薬事法関連	○
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イノシトール(対象外物質)
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	動物用医薬品
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安0215第45号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定めるに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	イノシトールは、動物用医薬品として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものであると考えられる。 (平成25年4月22日府食第326号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定める。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	コバラミン(対象外物質)
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	代謝性用薬
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安0215第46号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定めるに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	コバラミンは、動物用医薬品として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものと考えられる。 (平成25年4月22日府食第328号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定める。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チアミン(対象外物質)
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	代謝性用薬
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安0215第48号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定めるに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	チアミンは、動物用医薬品として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものであると考えられる。 (平成25年4月22日府食第329号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定める。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ナイアシン（対象外物質）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	代謝性用薬
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安0215第49号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定めるに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	ナイアシンは、動物用医薬品として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものと考えられる。 (平成25年4月22日府食第330号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定める。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	パントテン酸(対象外物質)
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	代謝性用薬
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安0215第50号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定めるに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	パントテン酸は、動物用医薬品として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものであると考えられる。 (平成25年4月22日府食第331号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定める。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ビオチン（対象外物質）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	代謝性用薬
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安0215第51号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定めるに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	ビオチンは、動物用医薬品として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものであると考えられる。 （平成25年4月22日府食第332号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定める。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピリドキシン（対象外物質）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	代謝性用薬
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安0215第52号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定めるに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	ピリドキシンは、動物用医薬品として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものであると考えられる。 （平成25年4月22日府食第333号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定める。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	リボフラビン（対象外物質）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	代謝性用薬
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安0215第54号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定めるに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	リボフラビンは、動物用医薬品として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものであると考えられる。 (平成25年4月22日府食第335号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定める。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	葉酸（対象外物質）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	代謝性用薬
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安0215第53号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定めるに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	葉酸は、動物用医薬品として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものであると考えられる。 （平成25年4月22日府食第334号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において報告 平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定める。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	D					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピコザマイシン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成21年3月10日付け厚生労働省発食安第0310004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ピコザマイシンの一日摂取許容量（ADI）を0.074mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成25年5月13日府食第372号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成26年6月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成26年8月25日～、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議中
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	抗菌性物質
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病2価・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合生ワクチン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	牛伝染性鼻気管炎、牛ウイルス性下痢-粘膜病、牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス（7型）感染症の予防
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年12月11日付け厚生労働省発食安1211第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病2価・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合生ワクチンが適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。 （平成25年5月13日府食第371号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年11月20日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	平成25年11月28日、薬事法に基づく承認を与えない事由に該当しない旨を農林水産大臣に回答。併せて、農林水産大臣に対し、薬事法に基づき使用者が遵守すべき基準を定めることについて特段の意見はない旨を回答し、本剤が適切に使用されるよう監視指導を要請。
a. ポジティブリスト関連	
b. 薬事法関連	○
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ジョサマイシン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安0215第85号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ジョサマイシンの一日摂取許容量（ADI）を0.00066 mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成25年5月27日府食第411号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成26年9月30日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、データ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	抗菌性物質
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	D					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	モキシデクチン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	寄生虫駆除剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年8月21日付け厚生労働省発食安0821第12号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	モキシデクチンの一日摂取許容量（ADI）を0.003mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成25年6月3日府食第429号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成26年6月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成26年8月25日～、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議中
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チアムリン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安0215第86号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	チアムリンの一日摂取許容量（ADI）を0.0022 mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成25年6月17日府食第479号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成26年9月30日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、農林水産省からのデータ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	抗菌性物質
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	コリン(対象外物質)
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	代謝性用薬
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安0215第47号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定めるに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	コリンは、動物用医薬品として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものであると考えられる。 (平成25年6月24日府食第500号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において報告 平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	(施策の概要) 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定める。
施策の概要等	
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルニキシンメグルミン（評価書名：フルニキシン（第3版））
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	解熱鎮痛消炎剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年12月11日付け厚生労働省発食安1211第3号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フルニキシンの一日摂取許容量（ADI）を0.0098 mg/kg体重/日と設定する。 （平成25年7月1日府食第524号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成26年2月20日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成26年4月8日、薬事・食品衛生審議会から答申 平成26年6月4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 食品規格（残留基準）を変更しない。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	平成26年4月23日、薬事法に基づく承認を与えない事由に該当しない旨を農林水産大臣に回答。併せて、農林水産大臣に対し、薬事法に基づき使用者が遵守すべき基準を定めることについて特段の意見はない旨を回答し、本剤が適切に使用されるよう監視指導を要請。
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○
b. 薬事法関連	
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	E					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アプラマイシン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年3月19日付け厚生労働省発食安0319第6号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	アプラマイシンの一日摂取許容量（ADI）を0.030 mg/kg体重/日とする。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 。 （平成25年7月8日府食第539号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成26年7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成26年9月30日現在、消費者庁協議準備中
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	抗菌性物質
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	E					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フラボフォスフォリポール
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安0215第87号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フラボフォスフォリポールの一日摂取許容量（ADI）を0.048 mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成25年7月22日府食第587号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成26年7月31日薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議がなされ、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、データ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	抗菌性物質
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イリドウイルス病・ぶりビブリオ病・α溶血性レンサ球菌症・類結節症混合（多糖アジュバント加）不活化ワクチン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	ぶり属魚類（魚体重約30～300g）のα溶血性レンサ球菌症、J-O-3型ビブリオ病及び類結節症の予防並びにぶり属魚類（魚体重約30～100g）のイリドウイルス病の予防
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成25年1月30日付け厚生労働省発食安0130第16号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	イリドウイルス病・ぶりビブリオ病・α溶血性レンサ球菌症・類結節症混合（多糖アジュバント加）不活化ワクチンが適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。 （平成25年7月29日府食第623号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年7月29日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年11月20日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	平成25年11月28日、薬事法に基づく承認を与えない事由に該当しない旨を農林水産大臣に回答。併せて、農林水産大臣に対し、薬事法に基づき使用者が遵守すべき基準を定めることについて特段の意見はない旨を回答し、本剤が適切に使用されるよう監視指導を要請。
a. ポジティブリスト関連	
b. 薬事法関連	○
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フェンバレレート
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年7月18日付け厚生労働省発食安0718第20号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フェンバレレートの一日内摂取許容量（ADI）を0.017 mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成25年7月29日府食第622号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成26年9月30日現在、10月開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議予定
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プロペタンホス
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安0215第83号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	プロペタンホスの一日摂取許容量（ADI）を0.0005mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成25年8月5日府食第647号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成26年9月30日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、データ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	モランテル
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	駆虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年3月19日付け厚生労働省発食安0319第10号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	ー
評価結果の概要	モランテルの一日摂取許容量（ADI）を0.012mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成25年8月5日府食第640号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成26年9月30日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、データ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス（7型）感染症・ヒストフィルス・ソムニ感染症混合ワクチン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	牛伝染性鼻気管炎、牛ウイルス性下痢-粘膜病、牛パラインフルエンザ、牛RSウイルス感染症、牛アデノウイルス（7型）感染症及びヒストフィルス・ソムニ感染症の予防
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成25年8月5日付け厚生労働省発食安0805第3号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられることから、本製剤の残留基準の設定に係る食品健康影響評価については、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 (平成25年8月19日府食第676号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年5月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年11月20日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	平成25年8月23日、薬事法に基づく承認を与えない事由に該当しない旨を農林水産大臣に回答。併せて、農林水産大臣に対し、薬事法に基づき使用者が遵守すべき基準を定めることについて特段の意見はない旨を回答し、本剤が適切に使用されるよう監視指導を要請。
a. ポジティブリスト関連	
b. 薬事法関連	○
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	豚繁殖・呼吸障害症候群生ワクチン(豚繁殖・呼吸障害症候群ウイルスKKM-33株及びKCI-97137株)
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	豚繁殖・呼吸障害症候群ウイルス感染による子豚の生産阻害の軽減
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成25年8月5日付け厚生労働省発食安0805第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられることから、本製剤の残留基準の設定に係る食品健康影響評価については、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 (平成25年8月19日府食第675号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年8月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年11月20日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	(施策の概要) 食品規格(残留基準)を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の概要等	
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	平成25年11月28日、薬事法に基づく承認を与えない事由に該当しない旨を農林水産大臣に回答。併せて、農林水産大臣に対し、薬事法に基づき使用者が遵守すべき基準を定めることについて特段の意見はない旨を回答し、本剤が適切に使用されるよう監視指導を要請。
a. ポジティブリスト関連	
b. 薬事法関連	○
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アピラマイシン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	抗生物質
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成25年8月19日付け厚生労働省発食安0819第26号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	その他陸生ほ乳類に属する動物についての基準設定
評価結果の概要	<p>このことについては、平成23年6月9日付け府食第468号により評価結果を通知したところであり、その後、新たな科学的知見の存在は確認できないことから、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。</p> <p>（平成25年8月26日府食第705号）</p> <p>【参考：平成23年6月9日府食第468号】 アピラマイシンの一日摂取許容量（ADI）を1.5 mg/kg 体重/日とする。 <評価書「食品健康影響評価について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準の見直しを行う際に確認することとする。</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成23年12月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議</p> <p>平成24年2月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議</p> <p>平成24年3月9日～3月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議</p> <p>平成24年6月12日薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告</p> <p>平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議</p> <p>平成25年10月30日薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告</p> <p>平成26年3月26日、薬事・食品衛生審議会からに答申</p>
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	<p>平成26年4月24日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。</p> <p>（施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定</p> <p>【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋）</p>

			TMDI/ADI (%)
		国民平均	0.1
		幼小児（1～6歳）	0.2
		妊婦	0.1
		高齢者（65歳以上）	0.1
	とされている。		
施策の概要等			
施策の実効性確保措置	平成26年4月24日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請		
その他特記事項	抗菌性物質		
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）		
b. 薬事法関連			
c. その他			

アピラマイシン(抗生物質)

食品名	残留基準値 [※] (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
豚の筋肉	○ 0.2	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.2	
豚の脂肪	○ 0.2	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.2	
豚の肝臓	○ 0.3	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.3	
豚の腎臓	○ 0.2	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.2	
豚の食用部分	○ 0.3	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.3	
鶏の筋肉	○ 0.2	0.03
その他の家きんの筋肉	○ 0.2	0.05
鶏の脂肪	○ 0.2	0.03
その他の家きんの脂肪	○ 0.2	0.05
鶏の肝臓	○ 0.3	0.03
その他の家きんの肝臓	○ 0.3	0.05
鶏の腎臓	○ 0.2	0.03
その他の家きんの腎臓	○ 0.2	0.05
鶏の食用部分	○ 0.3	0.03
その他の家きんの食用部分	○ 0.3	0.05

○:平成26年4月24日施行

●:平成26年10月24日施行

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	B					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エトキサゾール（第3版）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	殺虫剤（殺ダニ剤）
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成25年1月30日付け厚生労働省発食安0130第12号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	エトキサゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.04mg/kg体重/日と設定する。 （平成25年8月26日府食第694号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年11月29日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成26年1月29日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成26年3月24日～4月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成26年7月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○
b. 薬事法関連	
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ナラシン					
評価品目の分類	動物用医薬品					
用途	抗生物質					
評価要請機関	厚生労働省					
評価結果通知先	厚生労働省					
評価要請日等	平成25年8月19日付け厚生労働省発食安0819第27号					
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号					
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価					
評価目的の具体的内容	豚についての基準設定					
評価結果の概要	<p>このことについては、平成25年1月7日付け府食第12号により評価結果を通知したところであり、その後、新たな科学的知見の存在は確認できないことから、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。</p> <p>（平成25年8月26日府食第706号）</p> <p>【参考：平成25年1月7日府食第12号】 ナラシンの一日摂取許容量（ADI）を0.005mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準の見直しを行う際に確認することとする。（平成25年1月7日府食第12号）</p>					
関係行政機関における施策の実施状況						
施策の検討経過	<p>平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議</p> <p>平成26年2月3日～3月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議</p> <p>平成26年1月29日薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告</p> <p>平成26年5月13日、薬事・食品衛生審議会からに答申</p>					
リスク管理措置の実施に時間を要している理由						
施策の概要等	<p>平成26年8月8日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。</p> <p>（施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定</p> <p>【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">TMDI/ADI (%)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">国民平均</td> <td style="text-align: center;">28.9</td> </tr> </table>			TMDI/ADI (%)	国民平均	28.9
	TMDI/ADI (%)					
国民平均	28.9					

		幼小児（1～6歳）	66.2
		妊婦	27.6
		高齢者（65歳以上）	28.5
	とされている。		
施策の実効性確保措置	平成26年8月8日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請		
その他特記事項	抗菌性物質		
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）		
b. 薬事法関連			
c. その他			

ナラシン(抗菌剤)

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
牛の筋肉	● 0.02	0.05
豚の筋肉	○ 0.02	
牛の脂肪	○ 0.05	0.05
豚の脂肪	○ 0.05	
牛の肝臓	○ 0.05	0.05
豚の肝臓	○ 0.05	
牛の腎臓	● 0.02	0.05
豚の腎臓	○ 0.02	
牛の食用部分	○ 0.05	0.05
豚の食用部分	○ 0.05	
鶏の筋肉	● 0.02	0.1
その他の家きんの筋肉	● 0.02	0.1
鶏の脂肪	● 0.05	0.5
その他の家きんの脂肪	● 0.05	0.1
鶏の肝臓	● 0.05	0.3
その他の家きんの肝臓	● 0.05	0.3
鶏の腎臓	● 0.02	0.3
その他の家きんの腎臓	● 0.02	0.3
鶏の食用部分	● 0.05	0.3
その他の家きんの食用部分	● 0.05	0.3

○:平成26年8月8日施行

●:平成27年2月8日施行

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピルビン酸メチル
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	フグ目魚類の外部寄生虫（シュードカリグス・フグ）の駆除
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成21年11月20日付け厚生労働省発食安1120第4号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ピルビン酸メチルが動物用医薬品として適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。 （平成25年9月9日府食第743号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年11月29日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成26年1月29日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成26年2月3日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	平成26年2月3日、薬事法に基づく承認を与えない事由に該当しない旨を農林水産大臣に回答に併せて、農林水産大臣に対し、薬事法に基づき使用者が遵守すべき基準を定めることについて特段の意見はない旨を回答し、本剤が適切に使用されるよう監視指導を要請。
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 薬事法関連	○
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フェノブカルブ
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	殺虫剤、外部寄生虫の駆除
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年9月24日付け厚生労働省発食安0924第6号、平成24年5月16日付け厚生労働省発食安0516第13号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項及び第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フェノブカルブの一日摂取許容量（ADI）を0.013 mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成25年9月9日府食第744号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成26年9月30日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、データ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルバリネート
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	殺虫剤、ダニ駆除剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年12月10日付け厚生労働省発食安1210第9号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項及び第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フルバリネートの一日摂取許容量（ADI）を0.005 mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 。 （平成25年9月30日府食第811号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成26年9月30日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、データ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プロノポールを有効成分とするカレイ目魚類稚魚の薬浴用消毒剤 （評価書名：プロノポールを有効成分とする孵化を目的としたニシン目魚類の魚卵用消毒剤及びカレイ目魚類稚魚の薬浴用消毒剤（パイセス）（第4版））
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	ニシン目魚類：孵化を目的とした魚卵消毒（ミズカビ類(<i>Saprolegnia diclina</i>)の寄生繁茂の蔓延抑制) カレイ目魚類：稚魚（魚体重50g以下）の <i>Tenacibaculum martinum</i> に起因する滑走細菌症による死亡率の低下
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成25年8月5日付け厚生労働省発食安0805第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	プロノポールを有効成分とするカレイ目魚類稚魚の薬浴用消毒剤が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。 （平成25年10月7日府食第834号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年11月29日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成26年1月29日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成26年2月3日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	平成26年2月3日、薬事法に基づく承認を与えない事由に該当しない旨を農林水産大臣に回答に併せて、農林水産大臣に対し、薬事法に基づき使用者が遵守すべき基準を定めることについて特段の意見はない旨を回答し、本剤が適切に使用されるよう監視指導を要請。
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 薬事法関連	○
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	B					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	オルビフロキサシン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成17年4月11日付け厚生労働省発食安第0411002号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718011号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	オルビフロキサシンの一日摂取許容量（ADI）を0.012 mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成25年10月21日府食第867号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成26年1月17日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成26年3月24日～4月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成26年6月4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成26年7月31日、薬事・食品衛生審議会からに答申 平成26年9月30日現在、10月告示に向け進捗中
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	
施策の実効性確保措置	抗菌性物質
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	D					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	オキシテトラサイクリン（第2版）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	抗生物質
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成25年8月19日付け厚生労働省発食安0819第23号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリンのグループ一日摂取許容量（ADI）を0.03 mg/kg体重/日と設定する。（オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリンの単独又は和として） <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 。（平成25年11月11日府食第917号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成26年5月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成26年8月25日～、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議中
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	抗菌性物質
a. ポジティブリスト関連	○
b. 薬事法関連	
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ベダプロフェン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	抗炎症薬
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成19年5月22日付け厚生労働省発食安第0522007号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ベダプロフェンの一日摂取許容量（ADI）を0.00013 mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 。 （平成25年11月18日府食第935号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成26年9月30日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、データ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	テフルベンズロン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	殺虫剤、外部寄生虫駆除剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年1月19日付け厚生労働省発食安0119第10号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び第2号
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	テフルベンズロンの一日摂取許容量（ADI）を0.01 mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成26年1月20日府食第76号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成26年9月30日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を12月をめどに行う予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、データ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ノルフロキサシン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成18年10月16日付け厚生労働省発食安第1016002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ノルフロキサシンの一日摂取許容量（ADI）を0.014 mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 。 （平成26年1月20日府食第60号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成26年9月30日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、データ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	抗菌性物質
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フィプロニル
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年2月8日付け厚生労働省発食安0208第12号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フィプロニルの一日摂取許容量（ADI）を0.00019 mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 。 （平成26年1月20日府食第80号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成26年9月30日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、関係機関からのデータ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	B					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ビチオノール
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	寄生虫駆除剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成26年1月10日付け厚生労働省発食安0110第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p>ビチオノールについて、食品、添加物等の規格基準に定める食品中の残留基準を削除することは、ビチオノールが国内外において、食用及び飼料の用に供される農作物（以下「農作物」という。）並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物（以下「対象動物」という。）に使用されていないこと又はビチオノールが国内において農作物及び対象動物に使用されておらず、かつビチオノールが使用された農作物及び対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物が輸入されていないことを前提とした場合、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。</p> <p>（平成26年1月20日府食第63号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成26年2月20日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議</p> <p>平成26年5月8日～6月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議</p> <p>平成26年6月4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告</p> <p>平成26年8月11日、薬事・食品衛生審議会から答申</p> <p>平成26年9月30日現在、11月の告示を目標に進捗中</p>
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	B					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フェンクロールホス
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成26年1月10日付け厚生労働省発食安0110第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フェンクロールホスについて、食品、添加物等の規格基準に定める食品中の残留基準を削除することは、フェンクロールホスが国内外において、食用及び飼料の用に供される農作物（以下「農作物」という。）並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物（以下「対象動物」という。）に使用されていないこと又はフェンクロールホスが国内において農作物及び対象動物に使用されておらず、かつフェンクロールホスが使用された農作物及び対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物が輸入されていないことを前提とした場合、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 （平成26年1月20日府食第63号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成26年2月20日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成26年5月8日～6月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成26年6月4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成26年8月11日、薬事・食品衛生審議会から答申 平成26年9月30日現在、11月の告示を目標に進捗中
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	B					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ミロキサシン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	合成抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成26年1月10日付け厚生労働省発食安011第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ミロキサシンについて、食品、添加物等の規格基準に定める食品中の残留基準を削除することは、ミロキサシンが国内外において、食用及び飼料の用に供される農作物（以下「農作物」という。）並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物（以下「対象動物」という。）に使用されていないこと又はミロキサシンが国内において農作物及び対象動物に使用されておらず、かつミロキサシンが使用された農作物及び対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物が輸入されていないことを前提とした場合、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 (平成26年1月20日府食第63号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成26年2月20日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成26年5月8日～6月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成26年6月4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成26年8月11日、薬事・食品衛生審議会から答申 平成26年9月30日現在、11月の告示を目標に進捗中
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	B					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	2-アセチルアミノ-5-ニトロチアゾール
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	寄生虫駆虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成26年1月10日付け厚生労働省発食安0110第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	2-アセチルアミノ-5-ニトロチアゾールについて、食品、添加物等の規格基準に定める食品中の残留基準を削除することは、2-アセチルアミノ-5-ニトロチアゾールが国内外において、食用及び飼料の用に供される農作物（以下「農作物」という。）並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物（以下「対象動物」という。）に使用されていないこと又は2-アセチルアミノ-5-ニトロチアゾールが国内において農作物及び対象動物に使用されておらず、かつ2-アセチルアミノ-5-ニトロチアゾールが使用された農作物及び対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物が輸入されていないことを前提とした場合、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 （平成26年1月20日府食第63号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成26年2月20日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成26年5月8日～6月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成26年6月4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成26年8月11日、薬事・食品衛生審議会から答申 平成26年9月30日現在、11月の告示を目標に進捗中
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	E					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロラムフェニコール
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年1月20日付け厚生労働省発食安0120第14号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	クロラムフェニコールについては、遺伝毒性を有しているものと考えられること、発がん性を有する可能性が否定できないこと及びヒトでは用量相関性のない再生不良性貧血に関連していると考えられることから、一日摂取許容量を設定することは適当でない。 （平成26年3月3日府食第187号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成26年7月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成26年9月30日現在、告示試験法を開発中
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	審議結果により、告示にあたって試験法が必要とされたが、その試験法の開発に時間を要しているため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	D					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	モキシデクチン（第2版）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	寄生虫駆除剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成25年12月20日付け厚生労働省発食安1220第11号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	モキシデクチンの一日摂取許容量（ADI）を0.003 mg/kg体重/日と設定する。 （平成26年3月10日府食第206号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成26年6月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成26年8月25日～薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議中
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値あり）
b. 薬事法関連	○
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	E	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アスパラギン(対象外物質)
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安0215第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定めるに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	アスパラギンは、動物用医薬品及び飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものと考えられる。 (平成24年10月15日府食第905号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において報告 平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	(施策の概要) 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定める。
施策の概要等	
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	E	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アラニン(対象外物質)
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安0215第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定めるに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	アラニンは、動物用医薬品及び飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものと考えられる。 。（平成24年10月15日府食第906号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において報告 平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	（施策の概要） 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定める。
施策の概要等	
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	E	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アルギニン(対象外物質)
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安0215第3号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものであるとして定めるに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	アルギニンは、動物用医薬品及び飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものと考えられる。 (平成24年10月15日府食第907号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	(施策の概要) 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定める。
施策の概要等	
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	E	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	グリシン(対象外物質)
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安0215第4号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものであると定めるに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	グリシンは、動物用医薬品及び飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものと考えられる。 。（平成24年10月15日府食第908号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において報告 平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	（施策の概要） 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定める。
施策の概要等	
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	E	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	グルタミン(対象外物質)
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安0215第5号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものであると定めるに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	グルタミンは、動物用医薬品及び飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものと考えられる。 (平成24年10月15日府食第909号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において報告 平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	(施策の概要) 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定める。
施策の概要等	
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	E	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	セリン(対象外物質)
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安0215第6号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定めるに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	セリンは、動物用医薬品として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものと考えられる。 (平成24年10月15日府食第910号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において報告 平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	(施策の概要) 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定める。
施策の概要等	
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	E	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チロシン(対象外物質)
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安0215第7号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定めるに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	チロシンは、動物用医薬品及び飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものと考えられる。 。（平成24年10月15日府食第911号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において報告 平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	（施策の概要） 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定める。
施策の概要等	
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年3月末
平成24年度下期	E	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	バリリン(対象外物質)
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安0215第8号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものであるものとして定めるに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	バリリンは、動物用医薬品及び飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものと考えられる。 (平成24年10月15日府食第912号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において報告 平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	(施策の概要) 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定める。
施策の概要等	
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	E	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ヒスチジン(対象外物質)
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安0215第9号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定めるに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	ヒスチジンは、動物用医薬品として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものであると考えられる。 (平成24年10月15日府食第913号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において報告 平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	(施策の概要) 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定める。
施策の概要等	
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年3月末	平成30年9月末
平成24年度下期	E	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メチオニン(対象外物質)
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	代謝性用薬
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安0215第10号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものであるとして定めるに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	メチオニンは、動物用医薬品及び飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものと考えられる。 (平成24年10月15日府食第914号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において報告 平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	(施策の概要) 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定める。
施策の概要等	
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	E	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ロイシン(対象外物質)
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	代謝性用薬
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成22年2月15日付け厚生労働省発食安0215第44号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定めるに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	ロイシンは、動物用医薬品として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものであると考えられる。 (平成24年10月15日府食第915号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において報告 平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	(施策の概要) 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定める。
施策の概要等	
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	D	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アザペロン										
評価品目の分類	動物用医薬品										
用途	鎮静剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成21年3月24日付け厚生労働省発食安第0324008号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項										
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	アザペロンの一日摂取許容量（ADI）を0.0013mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成24年10月29日府食第944号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成25年6月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年9月11日～10月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成26年1月20日、薬事・食品衛生審議会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成26年3月10日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>3.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>6.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>3.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>3.1</td> </tr> </tbody> </table> とされている。		TMDI/ADI (%)	国民平均	3.2	幼小児（1～6歳）	6.9	妊婦	3.4	高齢者（65歳以上）	3.1
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	3.2										
幼小児（1～6歳）	6.9										
妊婦	3.4										
高齢者（65歳以上）	3.1										
施策の実効性確保措置	平成26年3月10日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、										

	周知を要請
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

アザペロン(鎮静剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
豚の筋肉	○ 0.06	0.06
豚の脂肪	○ 0.06	0.06
豚の肝臓	○ 0.1	0.1
豚の腎臓	○ 0.1	0.1
豚の食用部分	○ 0.1	0.01

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	C	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ジノテフラン（第4版）											
評価品目の分類	動物用医薬品											
用途	殺虫剤											
評価要請機関	厚生労働省											
評価結果通知先	厚生労働省											
評価要請日等	平成24年5月16日付け厚生労働省発食安0516第12号											
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号											
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価											
評価目的の具体的内容	-											
評価結果の概要	ジノテフランの一日摂取許容量（ADI）を0.22mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年10月29日府食第948号）											
関係行政機関における施策の実施状況												
施策の検討経過	平成25年3月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年7月8日～7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年10月1日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から答申											
リスク管理措置の実施に時間を要している理由												
施策の概要等	平成25年10月22日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋）											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 40%;">TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">国民平均</td> <td style="text-align: center;">18.9</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">幼小児（1～6歳）</td> <td style="text-align: center;">35.7</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">妊婦</td> <td style="text-align: center;">14.9</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高齢者（65歳以上）</td> <td style="text-align: center;">19.8</td> </tr> </tbody> </table>			TMDI/ADI (%)	国民平均	18.9	幼小児（1～6歳）	35.7	妊婦	14.9	高齢者（65歳以上）	19.8
	TMDI/ADI (%)											
国民平均	18.9											
幼小児（1～6歳）	35.7											
妊婦	14.9											
高齢者（65歳以上）	19.8											
	とされている。											
施策の実効性確保措置	平成25年10月22日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請											
その他特記事項												

a. ポジティブリスト関連	
b. 薬事法関連	
c. その他	○ (適用拡大)

ジノテフラン(殺虫剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 2	2
とうもろこし	○ 0.1	
大豆	○ 0.1	0.1
ばれいしょ	○ 0.2	0.2
かんしょ	○ 0.1	0.1
てんさい	○ 0.2	0.2
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	○ 0.5	0.5
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	○ 10	10
かぶ類の根	○ 0.5	0.5
かぶ類の葉	○ 5	5
クレソン	○ 5	5
はくさい	○ 2	2
キャベツ	○ 2	2
芽キャベツ	○ 1	1
ケール	○ 10	10
こまつな	○ 10	10
きょうな	○ 10	10
チンゲンサイ	○ 10	10
カリフラワー	○ 2	2
ブロッコリー	○ 2	2

ジノテフラン(つづき)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のあぶらな科野菜	○ 10	10
アーティチョーク	○ 5	5
チコリ	○ 5	5
エンダイブ	○ 5	5
しゅんぎく	○ 20	20
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	○ 25	25
その他のさく科野菜	○ 5	5
ねぎ(リーキを含む。)	○ 15	15
にら	○ 10	10
アスパラガス	○ 0.5	0.5
その他のゆり科野菜	○ 0.7	0.7
にんじん	○ 1	1
パセリ	○ 5	5
セロリ	○ 5	5
みつば	○ 5	5
その他のせり科野菜	○ 5	5
トマト	○ 2	2
ピーマン	○ 3	3
なす	○ 2	2
その他のなす科野菜	○ 15	5
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 2	2
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 2	2
しろうり	○ 2	2
すいか	○ 0.5	0.5
メロン類果実	○ 1	1
まくわうり	○ 1	0.5
その他のうり科野菜	○ 10	10
ほうれんそう	○ 15	15
オクラ	○ 2	2
しょうが	○ 0.5	
未成熟えんどう	○ 5	5
未成熟いんげん	○ 2	
えだまめ	○ 2	2
その他の野菜	○ 25	25
みかん	○ 2	2
なつみかんの果実全体	○ 5	5
レモン	○ 10	10
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 10	10
グレープフルーツ	○ 10	10
ライム	○ 10	10
その他のかんきつ類果実	○ 10	10
りんご	○ 2	0.5
日本なし	○ 1	1
西洋なし	○ 1	1

ジノテフラン(つづき)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
びわ	○ 1	1
もも	○ 3	3
ネクタリン	○ 2	2
あんず(アブリコットを含む。)	○ 5	5
すもも(ブルーーンを含む。)	○ 0.7	0.7
うめ	○ 5	5
おうとう(チェリーを含む。)	○ 10	10
いちご	○ 2	2
ぶどう	○ 15	15
かき	○ 2	2
キウイ	○ 0.5	0.5
マンゴー	○ 1	1
その他の果実	○ 0.7	0.7
綿実	○ 0.4	0.4
茶	○ 25	25
その他のスパイス	○ 10	10
その他のハーブ	○ 25	25
牛の筋肉	○ 0.05	0.05
豚の筋肉	○ 0.05	0.05
羊の筋肉		0.05
馬の筋肉		0.05
山羊の筋肉		0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.05	
牛の脂肪	○ 0.05	0.05
豚の脂肪	○ 0.05	0.05
羊の脂肪		0.05
馬の脂肪		0.05
山羊の脂肪		0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.05	
牛の肝臓	○ 0.05	0.05
豚の肝臓	○ 0.05	0.05
羊の肝臓		0.05
馬の肝臓		0.05
山羊の肝臓		0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.05	
牛の腎臓	○ 0.05	0.05
豚の腎臓	○ 0.05	0.05
羊の腎臓		0.05
馬の腎臓		0.05
山羊の腎臓		0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.05	
牛の食用部分	○ 0.05	0.05
豚の食用部分	○ 0.05	0.05
羊の食用部分		0.05

ジノテフラン(つづき)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
馬の食用部分		0.05
山羊の食用部分		0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.05	
乳	○ 0.05	0.05

○:平成25年10月22日施行

●:平成26年4月22日施行

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	F	D				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年11月15日付け厚生労働省発食安1115第13号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリンのグループ一日摂取許容量（ADI）を0.03mg/kg体重/日と設定する。 （オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリンの単独又は和として） <評価書「食品健康影響評価」抄> オキシテトラサイクリンの農産物中における暴露量評価対象物質をオキシテトラサイクリン（親化合物のみ）と設定した。 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成24年11月5日府食第969号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成26年5月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成26年8月25日～、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議中
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	抗菌性物質
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年3月末	平成30年9月末
平成24年度下期	F	B				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ドキシサイクリン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成18年12月18日付け厚生労働省発食安第1218010号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ドキシサイクリンの一日摂取許容量（ADI）を0.0053mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成24年11月5日府食第970号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成26年1月17日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成26年3月24日～4月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成26年6月4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成26年7月31日、薬事・食品衛生審議会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	抗菌性物質
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	D	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イソプロチオラン（第3版）										
評価品目の分類	動物用医薬品										
用途	牛の肝疾患用剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成24年5月16日付け厚生労働省発食安0516第11号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	イソプロチオランの一日摂取許容量（ADI）を0.1mg/kg体重/日と設定する。 （平成24年12月10日府食第1047号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成25年5月29日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年10月4日～11月2日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成26年3月26日、薬事・食品衛生審議会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成26年4月24日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>40.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>70.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>30.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>40.2</td> </tr> </tbody> </table> とされている。		TMDI/ADI (%)	国民平均	40.1	幼小児（1～6歳）	70.4	妊婦	30.3	高齢者（65歳以上）	40.2
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	40.1										
幼小児（1～6歳）	70.4										
妊婦	30.3										
高齢者（65歳以上）	40.2										
施策の実効性確保措置	平成26年4月24日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請										
その他特記事項											
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）										

b. 薬事法関連	
c. その他	

イソプロチオラン(殺菌剤/牛の肝疾患用剤)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 10	10
りんご	○ 0.05	0.05
日本なし	○ 0.05	0.05
西洋なし	○ 0.05	0.05
びわ	○ 0.02	0.02
もも	○ 0.02	0.02
うめ	○ 0.03	0.03
おうとう(チェリーを含む。)	○ 0.05	
ぶどう	○ 0.02	0.02
牛の筋肉	○ 0.02	0.02
牛の脂肪	○ 0.02	0.02
牛の肝臓	○ 0.02	0.02
牛の腎臓	○ 0.02	0.02
牛の食用部分	○ 0.02	0.02
乳	○ 0.02	0.02
魚介類	○ 3	3

○:平成26年4月24日施行

●:平成26年10月24日施行

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	E	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ナラシン										
評価品目の分類	動物用医薬品										
用途	抗菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305026号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項										
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	ナラシンの一日摂取許容量（ADI）を0.005mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成25年1月7日府食第12号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成26年2月3日～3月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成26年1月29日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成26年5月13日、薬事・食品衛生審議会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成26年8月8日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>28.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>66.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>27.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>28.5</td> </tr> </tbody> </table> とされている。		TMDI/ADI (%)	国民平均	28.9	幼小児（1～6歳）	66.2	妊婦	27.6	高齢者（65歳以上）	28.5
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	28.9										
幼小児（1～6歳）	66.2										
妊婦	27.6										
高齢者（65歳以上）	28.5										
施策の実効性確保措置	平成26年8月8日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、										

	周知を要請
その他特記事項	抗菌性物質
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 業事法関連	
c. その他	

ナラシン(抗菌剤)

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
牛の筋肉	● 0.02	0.05
豚の筋肉	○ 0.02	
牛の脂肪	○ 0.05	0.05
豚の脂肪	○ 0.05	
牛の肝臓	○ 0.05	0.05
豚の肝臓	○ 0.05	
牛の腎臓	● 0.02	0.05
豚の腎臓	○ 0.02	
牛の食用部分	○ 0.05	0.05
豚の食用部分	○ 0.05	
鶏の筋肉	● 0.02	0.1
その他の家きんの筋肉	● 0.02	0.1
鶏の脂肪	● 0.05	0.5
その他の家きんの脂肪	● 0.05	0.1
鶏の肝臓	● 0.05	0.3
その他の家きんの肝臓	● 0.05	0.3
鶏の腎臓	● 0.02	0.3
その他の家きんの腎臓	● 0.02	0.3
鶏の食用部分	● 0.05	0.3
その他の家きんの食用部分	● 0.05	0.3

○:平成26年8月8日施行

●:平成27年2月8日施行

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	F	D				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	リンコマイシン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成18年12月18日付け厚生労働省発食安第1218016号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	リンコマイシンの一日摂取許容量（ADI）を0.0032mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成25年1月7日府食第10号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成26年6月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成26年8月25日～、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議中
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	抗菌性物質
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	E	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ジルパテロール										
評価品目の分類	動物用医薬品										
用途	牛の増体量、飼料効率及び枝肉成績の改善										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成24年3月23日付け厚生労働省発食安0323第5号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	ー										
評価結果の概要	ジルパテロールの一日摂取許容量（ADI）を0.083 μg/kg体重/日（ジルパテロール塩酸塩として）と設定する。 （平成25年1月28日府食第66号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成26年1月29日薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成26年2月3日～3月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成26年5月13日、薬事・食品衛生審議会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成26年8月8日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>47.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>73.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>44.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>46.5</td> </tr> </tbody> </table> とされている。		TMDI/ADI (%)	国民平均	47.2	幼小児（1～6歳）	73.3	妊婦	44.1	高齢者（65歳以上）	46.5
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	47.2										
幼小児（1～6歳）	73.3										
妊婦	44.1										
高齢者（65歳以上）	46.5										
施策の実効性確保措置	平成26年8月8日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請										

その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	
b. 薬事法関連	
c. その他	○（インポートトレランス）

ジルパテロール（牛の増体量、飼料効率及び枝肉成績の改善）

食品名	残留基準値*	残留基準値
	（改正後） ppm	（改正前） ppm
牛の筋肉	○ 0.01	
牛の脂肪	○ 0.01	
牛の肝臓	○ 0.01	
牛の腎臓	○ 0.01	
牛の食用部分	○ 0.01	

○：平成26年8月8日施行

●：平成27年2月8日施行

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	F	F				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エリスロマイシン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成19年2月5日付け厚生労働省発食安第0205007号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	エリスロマイシンの一日摂取許容量（ADI）を0.0015mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成25年2月18日府食第127号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年9月30日現在、10月開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	ADI占有率が80%を超過している。乳の影響が大きいため暴露評価の緻密化が必要
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	抗菌性物質
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年3月末
平成24年度下期	F	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	セファゾリン										
評価品目の分類	動物用医薬品										
用途	抗菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成21年3月10日付け厚生労働省発食安第0310001号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項										
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	セファゾリンの一日摂取許容量（ADI）を0.0012mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成25年2月18日府食第129号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成25年10月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成26年1月29日薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成26年2月3日～3月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成26年5月13日、薬事・食品衛生審議会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成26年8月8日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>12.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>54.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>15.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>12.6</td> </tr> </tbody> </table> とされている。		TMDI/ADI (%)	国民平均	12.8	幼小児（1～6歳）	54.5	妊婦	15.2	高齢者（65歳以上）	12.6
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	12.8										
幼小児（1～6歳）	54.5										
妊婦	15.2										
高齢者（65歳以上）	12.6										

施策の実効性確保措置	平成26年8月8日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請
その他特記事項	抗菌性物質
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値あり）
b. 薬事法関連	○
c. その他	

セファゾリン(抗菌剤)

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
牛の筋肉	○ 0.05	0.05
牛の脂肪	○ 0.05	0.05
牛の肝臓	○ 0.05	0.05
牛の腎臓	○ 0.05	0.05
牛の食用部分	○ 0.05	0.05
乳	○ 0.05	0.05

○:平成26年8月8日施行

●:平成27年2月8日施行

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年3月末	平成30年9月末
平成24年度下期	F	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	モネンシン										
評価品目の分類	動物用医薬品										
用途	抗菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305027号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項										
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	モネンシンの一日摂取許容量（ADI）を0.003mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成24年2月18日府食第128号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成25年10月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成26年2月3日～3月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成26年1月29日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成26年5月13日、薬事・食品衛生審議会から答申										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	平成26年8月8日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>19.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>59.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>18.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>18.8</td> </tr> </tbody> </table> とされている。		TMDI/ADI (%)	国民平均	19.1	幼小児（1～6歳）	59.9	妊婦	18.5	高齢者（65歳以上）	18.8
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	19.1										
幼小児（1～6歳）	59.9										
妊婦	18.5										
高齢者（65歳以上）	18.8										
施策の実効性確保措置	平成26年8月8日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、										

	周知を要請
その他特記事項	抗菌性物質
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

モネンシン(抗菌剤)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
牛の筋肉	● 0.01	0.05
豚の筋肉	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	● 0.01	0.05
牛の脂肪	○ 0.1	0.05
豚の脂肪	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.1	0.05
牛の肝臓	○ 0.1	0.05

モネンシン(つづき)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
豚の肝臓	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	● 0.02	0.05
牛の腎臓	● 0.01	0.05
豚の腎臓	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	● 0.01	0.05
牛の食用部分	○ 0.1	0.05
豚の食用部分	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	● 0.02	0.05
乳	● 0.002	0.01
鶏の筋肉	● 0.01	0.5
その他の家さんの筋肉	● 0.01	0.5
鶏の脂肪	● 0.1	0.5
その他の家さんの脂肪	● 0.1	0.5
鶏の肝臓	● 0.01	0.5
その他の家さんの肝臓	● 0.01	0.5
鶏の腎臓	● 0.01	0.5
その他の家さんの腎臓	● 0.01	0.5
鶏の食用部分	● 0.01	0.5
その他の家さんの食用部分	● 0.01	0.5

○:平成26年8月8日施行

●:平成27年2月8日施行

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年3月末	平成30年9月末
平成24年度下期	F	B				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ダノフロキサシン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成21年3月10日付け厚生労働省発食安第0310002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ダノフロキサシンの一日摂取許容量（ADI）を0.018mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。また、残留基準を見直すに当たっては、代謝物であるダノフロキサシン脱メチル化体の毒性がダノフロキサシンの10倍であることを考慮する必要がある。 （平成25年3月4日府食第175号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成26年3月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成26年5月8日～6月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成26年6月4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成26年8月11日、薬事・食品衛生審議会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	抗菌性物質
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	F	F				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	トリクラベンダゾール
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	内部寄生虫駆除剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年2月22日付け厚生労働省発食安0222第8号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	トリクラベンダゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.002mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成25年3月11日府食第198号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成26年9月30日現在、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、データ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年3月末
平成24年度下期	C	A				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アクロミド
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	寄生虫駆除剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成25年3月12日付け厚生労働省発食安0312第21号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	ー
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準に定める食品中の残留基準を削除することは、当該品目が国内外において、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提をした場合、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかである時に該当すると認められる。 (平成25年3月18日府食第219号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年4月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年7月8日～平成25年7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成25年8月11日、薬事・食品衛生審議会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年10月22日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要）【リスク評価結果との関係】 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、残留基準を削除
施策の実効性確保措置	平成25年10月22日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請
その他特記事項	抗菌性物質
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

アクロミド(寄生虫駆除剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
鶏の筋肉	●	5
鶏の脂肪	●	3
鶏の肝臓	●	5
鶏の腎臓	●	5
鶏の食用部分	●	5

○:平成25年10月22日施行

●:平成26年4月22日施行

【動物用医薬品】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末
平成24年度上期	F	D	A			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了

D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	タイロシン										
評価品目の分類	動物用医薬品										
用途	抗菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価結果通知先	厚生労働省										
評価要請日等	平成18年9月4日付け厚生労働省発食安0904002号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項										
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	<p>タイロシンの一日摂取許容量（ADI）を0.005mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>（平成24年9月10日府食第801号）</p>										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	<p>平成25年5月29日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議</p> <p>平成25年9月11日～10月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議</p> <p>平成25年10月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告</p> <p>平成26年1月20日、薬事・食品衛生審議会から答申</p>										
リスク管理措置の実施に時間を要している理由											
施策の概要等	<p>平成26年3月10日、食品規格に関する告示を公布。</p> <p>公布日より適用。</p> <p>（施策の概要）</p> <p>食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> <p>薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>9.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>35.0</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>10.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>9.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>とされている。</p>		TMDI/ADI (%)	国民平均	9.7	幼小児（1～6歳）	35.0	妊婦	10.6	高齢者（65歳以上）	9.5
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	9.7										
幼小児（1～6歳）	35.0										
妊婦	10.6										
高齢者（65歳以上）	9.5										
施策の実効性確保措置	平成26年3月10日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請										

その他特記事項	抗菌性物質
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

タイロシン(抗生物質)

食品名	残留基準値※	
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
牛の筋肉	○ 0.1	0.05
豚の筋肉	○ 0.1	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.1	0.1
牛の脂肪	○ 0.1	0.05
豚の脂肪	○ 0.1	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.1	0.1
牛の肝臓	○ 0.1	0.05
豚の肝臓	○ 0.1	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.1	0.1
牛の腎臓	○ 0.1	0.05
豚の腎臓	○ 0.1	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.1	0.1
牛の食用部分	○ 0.1	0.05
豚の食用部分	○ 0.1	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.1	0.1
乳	○ 0.1	0.05

【動物用医薬品】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年9月末	平成26年9月末
平成23年度上期	C	C	C	C	A	

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アピラマイシン				
評価品目の分類	動物用医薬品				
用途	抗菌剤				
評価要請機関	厚生労働省				
評価結果通知先	厚生労働省				
評価要請日等	平成20年9月12日付け厚生労働省発食安第0912006号				
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項				
評価目的	飼料添加物及び動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価				
評価目的の具体的内容	－				
評価結果の概要	アピラマイシンの一日摂取許容量（ADI）を1.5mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成23年6月9日府食第468号)				
関係行政機関における施策の実施状況					
施策の検討経過	平成23年12月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年2月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成24年3月9日～3月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成25年10月30日薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成26年3月26日、薬事・食品衛生審議会から答申				
リスク管理措置の実施に時間を要している理由					
施策の概要等	平成26年4月24日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="text-align: center;">TMDI/ADI (%)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">国民平均</td> <td style="text-align: center;">0.1</td> </tr> </table>		TMDI/ADI (%)	国民平均	0.1
	TMDI/ADI (%)				
国民平均	0.1				

		幼小児（1～6歳）	0.2
		妊婦	0.1
		高齢者（65歳以上）	0.1
	とされている。		
施策の実効性確保措置	平成26年4月24日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請		
その他特記事項	抗菌性物質		
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準あり）		
b. 薬事法関連			
c. その他			

アピラマイシン(抗生物質)

食品名	残留基準値 [※]	
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
豚の筋肉	○ 0.2	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.2	
豚の脂肪	○ 0.2	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.2	
豚の肝臓	○ 0.3	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.3	
豚の腎臓	○ 0.2	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.2	
豚の食用部分	○ 0.3	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.3	
鶏の筋肉	○ 0.2	0.03
その他の家きんの筋肉	○ 0.2	0.05
鶏の脂肪	○ 0.2	0.03
その他の家きんの脂肪	○ 0.2	0.05
鶏の肝臓	○ 0.3	0.03
その他の家きんの肝臓	○ 0.3	0.05
鶏の腎臓	○ 0.2	0.03
その他の家きんの腎臓	○ 0.2	0.05
鶏の食用部分	○ 0.3	0.03
その他の家きんの食用部分	○ 0.3	0.05

○:平成26年4月24日施行

●:平成26年10月24日施行

【動物用医薬品】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末
平成22年度上期	E	E	E	E	E	E

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末	平成32年9月末
E						

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロルスロン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	寄生虫駆除剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月19日付け厚生労働省発食安第0319004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p>クロルスロンは、現時点で得られている知見からは遺伝毒性及び発がん性について結論を導くことは困難であるため、ADIを設定することは適当ではない。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>。（平成22年7月1日府食第490号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成22年9月14日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議</p> <p>平成23年3月8日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告</p> <p>平成26年9月30日現在、告示試験法を開発中</p>
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	審議結果により不検出とする基準とされたため、告示にあたって試験法が必要とされたが、その試験法の開発に時間を要しているため。
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末
平成21年度下期		E	E	E	E	E

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年3月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
E	B					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	オラキンドックス
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成20年3月11日付け厚生労働省発食安第0311012号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p>オラキンドックスは、現時点で評価した知見からみる限り、遺伝毒性を有しているものと考えられるほか、発がん性及び催奇形性を有する可能性も否定できないことから、ADIを設定することは適当でない。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>（平成21年10月1日府食第926号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成22年1月27日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議</p> <p>平成22年3月3日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議</p> <p>平成26年5月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において試験法について審議</p> <p>平成26年6月4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において試験法について審議</p> <p>平成26年11月19日、薬事・食品衛生審議会から答申（残留基準及び試験法について）</p> <p>平成27年2月20日、規格基準に関する告示公布及び分析法について通知</p>
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>すべての食品においてオラキンドックスを含有するものであってはならないと規定した。【リスク評価結果との関係】</p> <p>食品安全委員会の評価結果に基づき、薬事・食品衛生審議会でオラキンドックスの規格基準を「食品に含有されるものであってはならない」と改正することとされた。</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	抗菌性物質
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値あり）
b. 薬事法関連	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末
平成21度下期		F	F	F	F	F

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
F	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピペラジン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	寄生虫駆除剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305033号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ピペラジンの一日摂取許容量（ADI）を0.25mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年10月1日府食第928号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成26年9月30日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、農林水産省からのデータ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末
平成21度下期		F	F	F	F	F

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
F	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルベンダゾール
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	寄生虫駆除剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成21年3月24日付け厚生労働省発食安第0324009号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フルベンダゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.012mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> なお、残留マーカについては、豚及び家禽の残留試験において、未変化体だけでなく代謝物も検出されており、これらを考慮する必要があると考えられる。 また、牛及び馬の残留試験においては、未変化体のみを検査対象とした試験結果が得られているが、代謝物の残留性についても考慮する必要があると考えられる。 暴露量については、当該評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成22年1月14日府食第31号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成26年9月30日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、農林水産省からのデータ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末
平成21度下期		F	C	C	C	C

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
C	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	レバミゾール
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	寄生虫駆除剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成19年2月5日付け厚生労働省発食安第0205013号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	レバミゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.006mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成22年3月18日府食第209号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成23年4月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成23年4月27日～7月11日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会結果について、消費者庁に協議 平成23年6月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成26年3月26日、薬事・食品衛生審議会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	関係機関からのデータ入手に時間を要したため。 平成23年8月8日、WTO通報に対し、豪州から基準値案変更の要望がなされた。 平成23年10月12日、豪州大使館を通じ豪州にデータ提供依頼。 平成25年9月18日、豪州大使館よりデータ提出不可と回答。 告示手続きを再開。
施策の概要等	平成26年4月24日、食品規格に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。」（報告書抜粋）

			TMDI/ADI (%)
		国民平均	12.5
		幼小児（1～6歳）	26.1
		妊婦	14.6
		高齢者（65歳以上）	12.3
	とされている。		
施策の実効性確保措置	平成26年4月24日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区等に対して通知し、周知を要請		
その他特記事項			
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値あり）		
b. 薬事法関連			
c. その他			

レバミゾール(寄生虫駆除剤)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	○ 0.01	0.01
豚の筋肉	○ 0.01	0.01
羊の筋肉	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊を除く。)の筋肉	○ 0.01	0.06
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	● 0.01	0.01
牛の脂肪	○ 0.01	0.01
豚の脂肪	○ 0.01	0.01
羊の脂肪	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊を除く。)の脂肪	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.01	0.01
牛の肝臓	○ 0.1	0.10
豚の肝臓	○ 0.1	0.10
羊の肝臓	○ 0.1	0.10
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊を除く。)の肝臓	○ 0.1	0.6

レバミゾール(つづき)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	● 0.1	
牛の腎臓	○ 0.01	0.01
豚の腎臓	○ 0.01	0.01
羊の腎臓		0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊を除く。)の腎臓		0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	● 0.01	
牛の食用部分	● 0.1	0.3
豚の食用部分	● 0.1	0.3
羊の食用部分		0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊を除く。)の食用部分		0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	● 0.1	
乳	●	0.3
鶏の筋肉	○ 0.01	0.01
あひるの筋肉		0.01
七面鳥の筋肉		0.01
その他の家きん(あひる及び七面鳥を除く。)の筋肉		0.01
その他の家きんの筋肉	○ 0.01	
鶏の脂肪	○ 0.01	0.01
あひるの脂肪		0.01
七面鳥の脂肪		0.01
その他の家きん(あひる及び七面鳥を除く。)の脂肪		0.01
その他の家きんの脂肪	○ 0.01	
鶏の肝臓	○ 0.1	0.10
あひるの肝臓		0.10
七面鳥の肝臓		0.10
その他の家きん(あひる及び七面鳥を除く。)の肝臓		0.1
その他の家きんの肝臓	○ 0.1	
鶏の腎臓	○ 0.01	0.01
あひるの腎臓		0.01
七面鳥の腎臓		0.01
その他の家きん(あひる及び七面鳥を除く。)の腎臓		0.01
その他の家きんの腎臓	○ 0.01	
鶏の食用部分	○ 0.1	0.06
その他の家きんの食用部分	○ 0.1	0.06
鶏の卵	●	1
その他の家きんの卵	●	1

脚注

※ ○:平成26年4月24日施行
●:平成26年10月24日施行

【動物用医薬品】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末
平成21年度上期			E	E	E	E

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
E	E	E				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クレンブテロール
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	繁殖用剤及び循環・呼吸器官用剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成18年10月16日付け厚生労働省発食安第1016004号、平成19年1月12日付け厚生労働省発食安第0112014号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	クレンブテロールの一日摂取許容量（ADI）を0.004 μ g/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成21年6月18日府食第586号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年5月11日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成22年6月2日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年9月30日現在、告示試験法を開発中 平成26年5月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において試験法について審議 平成26年6月4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において試験法について審議
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	審議結果により、告示にあたって試験法が必要とされたが、その試験法の開発に時間を要しているため。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成20年9月末	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末
平成19年度下期						B

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末
B	B	B	B	B	B	B

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プロチゾラム
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	動物の食欲不振の改善の補助的効果
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成18年10月16日付け厚生労働省発食安第1016003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	プロチゾラムの一日摂取許容量（ADI）を0.013 μg /kg体重/日と設定する。 <評価書「一日摂取許容量（ADI）の設置について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年3月13日府食第279号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月3日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年11月17日、薬事・食品衛生審議会から答申 平成25年9月30日現在、告示試験法を開発中
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	審議結果により不検出とする基準を含むため、告示にあたって試験法が必要とされたが、その試験法の開発に時間を要しているため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成20年3月末	平成20年9月末	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末
平成19年度上期						

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年9月末
E	E	E	E	E	E	E

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フロルフェニコール
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	合成抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成17年9月13日付け厚生労働省発食安第0913007号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718021号、平成19年1月12日付け厚生労働省発食安第0112020号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フロルフェニコールの一日摂取許容量（ADI）を0.01mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成19年8月30日府食第822号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年6月20日、平成20年8月7日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年10月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年10月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議（結果、継続審議とされた。） 平成26年9月30日現在、残留基準設定に必要な資料（残留試験データ等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、農林水産省からのデータ入手に時間を要しているため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	抗菌性物質
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	

【動物用医薬品】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成20年3月末	平成20年9月末	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末
平成19年度上期						

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年9月末
F	F	F	F	F	F	F

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	カナマイシン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	抗生物質
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成18年12月18日付け厚生労働省発食安第1218005号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	カナマイシンの一日摂取許容量（ADI）を0.008mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成19年5月31日府食第536号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	暴露評価においてADI占有率が高くなったことから、平成23年9月2日、農林水産省より新たに実施された泌乳牛における残留試験成績が提出された。平成24年3月、卵の残留試験データが既存のものでは不十分であるため、農林水産省において卵の残留試験を平成24年度に実施することとされた。平成25年に農林水産省より卵の残留試験データを受領。 現在、注射部位の残留の取扱いについて関係省庁で検討中であり、検討が終了後速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	注射部位の残留の取扱いについて関係省庁で検討中のため。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	抗菌性物質
a. ポジティブリスト関連	○（暫定基準値あり）
b. 薬事法関連	
c. その他	